

## 議案第74号

### 白岡市情報公開審議会条例

#### (設置)

第1条 白岡市情報公開条例（平成7年白岡町条例第20号。以下「公開条例」という。）に基づく情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、白岡市情報公開審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、公開条例第2条第2号に規定する実施機関の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

- (1) 公開条例第16条第2項の規定により実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項
- (2) 情報公開制度の運営に関する重要事項

2 審議会は、情報公開制度に関する重要事項について、市長に建議することができる。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた者
- (2) 識見を有する者
- (3) 各種団体の役員等

3 委員は、答申が終了したときは、解嘱されるものとする。

#### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係実施機関の職員その他の関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 白岡市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成7年白岡町条例第23号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定の施行前において白岡市情報公開・個人情報保護審議会の委員に係る旧条例第8条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない責務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年白岡町条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護審議会の部中「情報公開・個人情報保護審議会」を「情報公開審議会」に改める。

(白岡市情報公開条例の一部改正)

- 5 白岡市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「情報公開・個人情報保護審議会」を「情報公開審議会」に改め、同条第2項中「白岡市情報公開・個人情報保護審議会」を「白岡市情報公開審議会」に改める。

令和4年11月24日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

#### 提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律が改正され、白岡市情報公開・個人情報保護審議会を廃止し、白岡市情報公開審議会を置くことに伴い、本条例制定の必要を認め、この案を提出するものである。